

総合的な食育推進のための食環境整備事業
「信州食育発信 3つの星レストラン」推進事業実施要領

1 目的

長野県では、食育の効果的な推進のため、長野県食育推進計画を策定し、総合的に取り組んでいるところであるが、県民の食生活では、野菜の摂取不足や食塩及び脂質の過剰摂取等の課題がみられている。これらの課題は、特に外食等を利用した場合に顕著にみられ、20～50歳代の者においては約4割が昼食に外食や調理済みの惣菜等を利用していることから、健康に対する影響が懸念される。

また、飲食店等から排出される食べ残しなどによる生ごみの発生抑制を推進することが求められており、食への感謝を醸成する観点からも、食育の推進に重要なことである。

そこで、健康づくりや食文化の継承及び環境への配慮等の総合的な取組を実践する飲食店等を登録し、食育に関する総合的な情報を広く県民に発信することによって、県民が食育に対する意識を向上し、実践する環境を整える。

2 実施主体

長野県（健康福祉部・環境部）

3 対象

飲食店、宿泊施設など食事を提供している者

4 登録の要件

（１）「3つの星レストラン」は、下記の3項目の要件をすべて満たす店舗とする。

<要件1>健康づくりの“食”協力店の取組

下記3項目すべてに取り組む。

ア 野菜・食塩・脂質の量などの基準を満たしたメニュー（健康づくりの“食”協力店おすすめメニュー）（「3つの星レストラン登録申込書」（以下「登録申込書」（様式1）に記載の基準）を提供している。

イ 主食や調味料の減量に対応できるメニューがある。

ウ 県が発行する健康づくり及び食育に関するポスターやチラシ等の掲示・配布に協力する。

<要件2>食文化の継承の取組

下記3項目のうち1項目以上に取り組む。

ア 郷土食（長野県内や各地域で親しまれてきた料理）を提供し、その旨を明示している。

イ 長野県産の食材を積極的に利用し、その旨を明示している。

ウ 旬の食材を生かしたメニューを提供し、その旨を明示している。

<要件3>食べ残しを減らそう協力店の取組

下記4項目のうち1項目以上に取り組む。

ア 小盛りメニュー等（ご飯の量の調節、小盛りメニューの設定など）の設定をしている。

イ お持ち帰り希望者への対応（消費期限を説明した上での持ち帰り提供、持ち帰り可能店内案内など）をしている。

ウ 食べ残しを減らすための呼びかけを実践している。

エ 前記ア～ウ以外の食べ残しを減らすための工夫をしている。

オ その他

登録された店舗は、下記事項に協力し、生ごみの発生抑制に努める。

* 上記で選択した取組を積極的に実践し、生ごみの発生抑制に努める。

* 交付された配布物等を店舗内の見やすい場所へ掲示し、来店者へこの取組について積極的にPRし、周知を図る。

* 県で実施する取組に関する各調査へ協力するものとする。

5 登録等の手続き

(1) 登録の申込み、審査、台帳掲載及び登録プレートの交付

登録の要件を満たし登録を希望する店舗の代表者（以下「申込者」という）は、登録申込書を当該店舗の所在地を管轄する保健福祉事務所に提出する。

保健福祉事務所は、提出された申込書の要件1、要件2について審査し、保健福祉事務所登録台帳（様式4）に必要事項を記載するとともに、登録申込書を健康長寿課に提出する。

健康長寿課は、登録申込書を確認し、要件3の項目については、登録申込書の写し等により、廃棄物対策課が審査する。

健康長寿課は、3つの要件を満たすことを確認後、「信州食育発信 3つの星レストラン」として登録台帳（様式5）に登録し、登録店プレートを管轄の保健福祉事務所を通じて交付する。

要件3のみを満たす場合は、「食べ残しを減らそう協力店」として、廃棄物対策課において登録を行い、廃棄物対策課から、申込者へ登録された旨の連絡等を行なう。健康長寿課では登録台帳にその旨掲載しておく。

(2) 登録の中止

申込者は、3つの要件のいずれかを満たさなくなった場合、または店舗を廃止した場合は、申込書を提出した保健福祉事務所に「3つの星レストラン」登録中止届（様式2）及び登録プレートを提出する。

中止届の提出を受けた保健福祉事務所は内容を確認後、健康長寿課に提出する。

健康長寿課は、登録中止届を確認後、登録台帳から削除する。また、要件3については、廃棄物対策課へ登録中止届の写しを提出し、廃棄物対策課において必要な手続きを行う。

(3) 登録内容の変更

申込者は、要件の内容に変更が生じた場合は、申込書を提出した保健福祉事務所に登録変更届（様式3）を提出する。

変更届の提出を受けた保健福祉事務所は、内容の確認後、健康長寿課に提出し、健康長寿課は、登録台帳にその旨記載する。また、要件3については、廃棄物対策課へその写しを提出し、廃棄物対策課において必要な手続きを行う。

廃棄物対策課は、「3つの星レストラン」に登録された店舗から、店舗情報に関する変更届の提出を受けた場合は健康長寿課に報告、返還する。

(4) 登録の抹消

健康長寿課は、登録された申込者が「信州食育発信 3つの星レストラン」の要件を満たしていない、又は、信用を失墜する行為を行うなど、「信州食育発信 3つの星レストラン」とし適当でないと判断したときは、登録を抹消することができる。

登録を抹消された店舗は、速やかに登録プレート等の掲示を取りやめ、登録プレートを返却しなければならない。

6 「信州食育発信 3つの星レストラン」登録店の情報発信

健康長寿課は、「長野県魅力発信ブログ」を活用して登録店舗に関する情報発信を行う。

なお、「食べ残しを減らそう協力店」に関することは廃棄物対策課が管理する。

7 「信州食育発信 3つの星レストラン」登録店と連携したキャンペーン等の実施

健康長寿課、廃棄物対策課及び保健福祉事務所は、登録店に対して、県が作成するポスター、チラシ等の普及啓発物の設置や県が実施する食育関連キャンペーンへの協力を要請し、店舗からの食育関連情報の発信を促進する。

8 その他の事項

健康長寿課と廃棄物対策課は、相互に連絡し、情報を共有して、事業の円滑な推進を図る。

附則

この要領は、平成22年6月1日から施行する。